

受付番号	第	号
平成	年	月
	時	分
		受領

一般質問通告書 (議論内容を付加)

平成31年 2月 28日

安平町議会議長 牧田 弘満 様

安平町議会議員 吉岡 政昭

安平町議会会議規則第60条第2項の規程により、その要旨を次のとおり通知します。

**なぜだ？町民には2千万円以上の負担と土地交換。
業者には1円の負担させない損害賠償問題。
さらに、大量の「堆肥(?)」の処理問題。**

続いて「なぜだ？町民には2千万円以上の負担。業者には1円も負担させない損害賠償問題。」と題して質問致します。

質問1、昨年2月議会で、瀧前町長は次のように言っています。

「こうした不法投棄をしたということにつきましては、今の時点では、特定できなかったということをございまして、その責任は**すべからく私どもの方にある**と考えているところでございます。」

「その責任は**すべからく私どもの方にある**とは、どういう意味か。

質問2、建設土を運搬した業者は、何社か？

問題3、どの業者が産業廃棄物を不法投棄したか、わからない。しかし、15社の中にいることは間違いない。15社を役場の会議室に集めて、捨てた業者を『自己申告』させて、不法投棄をした業者を特定する努力をしたか？

質問4、もし、全社が心当たりはないと主張したら、**全社に応分の協力を求めたらどうか**。名目は災害支援でも良い。

1社につき200万円を寄付してもらえば、3000万円になる。徴収方法は別途検討するにしても、集められるものならば、集めるべきだ。

質問5、自治体の首長に、施策の賠償責任を求め、訴訟を起こし訴えが認められた事例がある。

元国立市長個人が、マンション建設の問題をめぐって、損害賠償を求められて2005年、東京高裁で、約3124万円の賠償を命じて確定した事例だ。

瀧町長にも、責任者だから、応分の協力をお願いしたらどうか。

質問6、12月議会で、追分旭に置かれた私と課長が上がった悪臭する物体を『我々が上ったのは堆肥だった』と答弁していたが、あれを『堆肥』と認定・判断した根拠はなにか。

※『堆肥』の定義を聞いていない。長々、その説明する必要はない。「なぜ、堆肥と判断したか」と聞いている。

質問8、牟田氏との6回目の交渉記録によれば、牟田氏から「重機類は自分で処分するが、建設関係は、町で処分して欲しい」と述べていて、町は了解して

いる。

ところが、いわゆる堆肥については、交渉記録でも、解合意書でも、堆肥のことが全く触れられていない。昨年2月議会の議事録にも見当たらない。なぜ、記録されていないのか。

いわゆる『堆肥』の所有権が不明である。誰のものか。根拠は何か。

質問9、追分旭に置かれた悪臭する堆肥は、北海道衛生工業から牟田氏が購入したものであるが、その物体が、間違いなく『堆肥』であることを証明する書類を安平町は受け取っているか？
例えば、堆肥の『保証票』または、「堆肥の品質表示」または納品書または「肥料立ち入り検査記録書」などの書類を受け取っているか。

質問10、もし、手に入らないのであれば、町が、捨てられてある「堆肥」なるものの成分分析を検査機関に依頼するべきではないか。
あわせて、発生したガスの成分検査を行なうべきだ。

質問11、堆肥の量を確認するが、いくらか。トラックで何台か。2,546台
牟田氏は6回目の協議で、「1台につき、10 m³ とで18か月運んだ」と言っているから、堆肥というものをトータルとして、25、460 m³ 運び、そこのに置いたことになる。
これが、私が心配するように「動物性残渣」という産業廃棄物であれば、25、460 tとなる。
この始末をどうするのか。予算をどの程度見込んでいるか？

以下、資料

(堆肥問題)・・・協議記録から

(第1回協議) (H29・10/30)

- いつまでに建設発生土の処理を終わらせるのか。他、多数。

(第2回) (11/6)

- 土地代2000万円、その他1千万円を要求。

(第3回協議) (11/13)

堆肥にかかった経費は1000万円を上乗せして4000万円にしてくれ

(第4回協議) (11/17)

- 堆肥購入及び人件費等1000万円
- 堆肥は農家が使う製品としての堆肥とは違う。黒土を作るため運び込んだもの。
- 「30,000 m³以上入っている。町との協議がととなわれない限り搬入を続ける。」このあと、なんと言ったのか。(黒塗り)

(第5回協議) (11/21)

- 堆肥は黒土を作る目的で購入したが、周辺農家は誰も引き取らないと思う。

(第6回協議) (12/6)

- 堆肥は約2万5千m³～3万m³前後入っていると思う。
- 堆肥は1日8台、25日/月、10 m³/台、18か月運んだ。
(36,000 m³)

(第7回協議) (12/8)

- 堆肥は完熟させたあとに販売する考えであった。
- 堆肥にかかる費用がわからない。堆肥代について北海道衛生工

業から、台数や期間がわかる資料等を取り寄せて欲しい。

(第8回協議) (12/14)・・・堆肥搬入台数を**2,546台**確認(文書の表で)

● 図面を見ながら土地の交換について話し合う。

牟田氏は町有林を3カ所要求する。

一台につき8～10 m³であるから、20360 m³～25,460 m³。

(第9回協議) (12/25)

● 町有林と交換する方法もある(牟田氏)

(第10回協議) (12/26)

● 町有林3カ所を指示(図面を見ながら牟田氏)

(第11回協議) (12/28)

● 協議成立

瀧前町長は、2月臨時議会で「旧富岡小学校の浄化槽に伴う補助金返還(2,310万円)」と追分旭における「不法投棄に関わる賠償金(2,022万8,300円)」のために、「町民に多額の損失を与えた」として、給与の1割の減額を1か月間行なっている。

しかし、たった、これだけで瀧前町長の責任を免罪するわけにはいきません。町長の負担は、金額にしてわずか7万円。

一方、町民に与えた損失は、4,300万円を超えている。

今後の産廃の処理量を加えると、5,000万円近くになる見通しだ。

それなのに、7万円の減額弁償で済ませていいのか？

地方公務員法第243条の2では、「職員の賠償責任」を定めております。

地方自治法243条の第2項の2では、「その損害が、二人以上の職員の行為によって生じたものであるときは、当該職員は、その職分に応じ、且つ、当該行為が当該損害の発生の原因となった程度に応じて、賠償の責めに任ずるものとする」とある。

瀧前町長「町民の皆様に多額の損失を与えた」と述べ「多額の損失を町民の皆様に生じさせたことについて、全く弁解の余地はない」などと言っているが、口だけ。

しかし、町長の負担は、金額にしてわずか7万円。

一方、町民に与えた損失は、4,300万円を超えている。

今後の産廃の処理量を加えると、5,000万円近くになる見通しだ。

それなのに、7万円の減額弁償で済ませていいのか？

「民間からの土地の借用・利用承諾書・借用地変更」に関する町の町条例はどのようなになっているか？

(安平町が牟田氏から借用した内容)

(1) (行政報告) 無償で67,916 m²(20,580坪)借り受けた。借用書なし。
(452番地外14筆)

(2) (行政報告) 約27,000 m²(8182坪)建設発生土を処分した。
(H20～H25)・ 事前の承諾書なし。

- (3) 16,406 m² (4,971 坪) ・ ・ 7カ所 (捨て場所) の承諾書あり。
- (4) (投棄場所の変更) ・ ・ ・ 契約変更による契約書の**変更手続きなし**。
7カ所面積 (4,971 坪) と真ん中の場所 (5,430 坪) の変更
- (5) 町有地と交換させられた面積 17,922 m² (5,430 坪) **合意書あり**。

建設課長は、『真ん中の方がわかりやすい』として10月議会でも12月議会でも『**お互い合意の上で作業を進めた**』と延べ、
「**承諾書を作り直さなくとも問題ない**」と答弁している。
(そこに49カ所の公共工事の残土を捨てています。)

- (6) 承諾書無効 (契約解除) の手続きをしていない。
「終了の判断をどちらで行なったか」が不明。
また、「借地引渡書」の**手続きがなされていない**。

質問 1

(契約規則』ではそうになっていない。)

安平町の『契約規則』の42条には、「売買、貸借、請負その他の契約をしようとするときは、契約書を作成するものとする」とある。また契約を変更する場合は、第59条で、「町長は契約の変更により・ ・ 新たに契約書を作成しなければならない」とあります。
何しろ**当初4971坪を5430坪に変更したのですから**。